

公益社団法人日本コンクリート工学会

代議員選挙規則

平成 22 年 8 月 25 日 制定

令和 6 年 5 月 23 日 改正

(目的)

第 1 条 代議員を選出するための会員による選挙（以下「代議員選挙」という。）は、定款第 3 章に定めるところによるほか、本規則によって行う。

(選挙区)

第 2 条 代議員選挙の選挙区は、定款第 51 条に定める支部を選挙区とし、次のとおり 8 選挙区とする。

第 1 区	北海道支部地区
第 2 区	東北支部地区
第 3 区	関東支部地区
第 4 区	中部支部地区
第 5 区	近畿支部地区
第 6 区	中国支部地区
第 7 区	四国支部地区
第 8 区	九州支部地区

(定数)

第 3 条 各選挙区の代議員の定数は、定款第 5 条第 2 項の定めに基づき、選挙が行われる年の 4 月 1 日現在の各選挙区在住会員数に基づき、理事会が定める。

2. 代議員は、その選出された選挙区外に住所を変更した場合でも、選出された選挙区の定数に含まれるものとする。

(代議員補欠者)

第 4 条 代議員に欠員が生じた場合に、代議員を補充する者として、代議員補欠者をあらかじめ選任する。

2. 前項の代議員補欠者の数は、当該選挙区の代議員の定数が 10 名以内のときは 2 名、10 名を超えるときは 3 名とする。

3. 代議員補欠者の任期は、選任された年の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとし、その間に代議員に欠員が生じた場合は、信任票の多い順に補充する。ただし、その補充者をもって足りないときは、欠員のままとする。

4. 代議員補欠者が、選挙された選挙地区外に住所を変更したときは、その資格を失う。

(選挙人)

第5条 選挙人は、選挙が行われる年の9月1日現在に会員台帳に登録されている会員全員とする。

(被選挙人)

第6条 選挙が行われる年の9月1日現在の会員台帳に登録されている会員は、代議員及び代議員補欠者選挙に立候補し、又は推薦されて候補者になることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、役員は代議員に立候補することはできない。また、代議員が役員になった場合は、代議員の資格を失う。

3. 代議員は、重任することはできない。ただし、退任後2年間置いて再任することは妨げない。

(所属選挙区)

第7条 選挙人及び被選挙人の所属選挙区は、選挙が行われる年の9月1日現在の会員台帳に記載の学会誌送付先によって定める。

(選挙の管理)

第8条 代議員の選挙は、選挙管理委員会が全選挙区を管理する。

2. 選挙管理委員は、理事と兼任することができない。

(選挙の公示)

第9条 選挙管理委員会は、選挙が行われる年の12月末日までに選挙が終了するよう第10条に定めるスケジュールに従い選挙日程を作成し、同年9月末日までに会誌及び学会のホームページに公示する。

(選挙日程)

第10条 代議員へ立候補する者は、2名以上の会員の推薦を得て、選挙が行われる年の10月31日までに別に定める様式により候補者の所属する地区の支部に届け出るものとする。

2. 支部長は、支部の定めるところにより、前記の届出のあった候補者を含め、当該選挙区で選挙すべき代議員及び代議員補欠者の数以上の候補者を定め、これを選挙が行われる年の11月15日までに選挙管理委員会に通知しなければならない。

3. 選挙管理委員会は、選挙区ごとに候補者の氏名、勤務先を記載した名簿を作成し、これを選挙が行われる年の11月末日までに選挙人に送付する。

4. 選挙管理委員会は、前項の名簿とともに、次条第1項に定める「電子投票」をするために必要となる情報（電子投票に用いるウェブサイト又はアプリケーションにログインする方法を

含む。)を、書面その他の適切な方法により、選挙人に通知する。

5. 選挙管理委員会は、選挙が行われる年の12月10日までを目途に次条に基づき選挙を実施し、同月末日までに第12条に基づきその選挙の結果を公示し、選挙を終了させる。

(選挙の方法)

第11条 代議員及び代議員補欠者の選出は、すべて無記名による投票とし、投票は、本学会が指定する電磁的システム（以下「電子投票システム」という。）を通じて投票に必要な事項を入力する方法（以下「電子投票」という。）によって行う。

2. 前項の投票は、全選挙人が電子投票システム上で候補者の中から信任する者に所定の印を付すことにより行い、電子投票システムが備える自動集計機能による集計の結果、信任票数が多い順に代議員定数に達するまでの者を代議員の当選者とし、次点以下代議員補欠者定数に達するまでの者を代議員補欠者の当選者とする。なお、投票可能な信任者の数は、第3条に定める各選挙区の代議員の定数を上限とする。
3. 代議員及び代議員補欠者の当選者を定めるに当たり信任票数が同じである場合、選挙管理委員会は、選挙管理委員1名以上が立会うくじで当選者を定める。また、代議員補欠者の当選者で信任票数が同じ者がいる場合も、選挙管理委員会は、選挙管理委員1名以上が立会うくじで第4条第3項に定める補充の優先順位を定める。

(選挙結果の公示)

第12条 選挙管理委員会は、この選挙の結果を理事会に報告するとともに、会誌又はホームページに公示しなければならない。

(代議員選挙の細部)

第13条 代議員選挙に関し本規則に定めのない事項については、選挙管理委員会において決定する。

(規則の改正)

第14条 本規則の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. 本規則は、公益法人移行認定に伴う「定款変更の案」施行のときから、平成22年7月1日に遡り施行する。
2. 本規則の改正は、令和6年5月23日から施行する。